

(別紙 1)

写

30 政 統 第 5 号

平成 30 年 4 月 2 日

伊藤忠商事株式会社
代表取締役 岡藤正広殿

農林水産省政策統括官

貴社が食糧用輸入麦の特別売買契約書（輸入区分Ⅱ：小麦、大・はだか麦用）（売契麦（29）第 CB14 号）に基づき輸入し、販売したはだか麦（以下「本件はだか麦」という。）について、その分析の結果、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の基準値（0.5mg/kg）を超えるアゾキシストロビンが検出されたことは、誠に遺憾であり、同契約書第 41 条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

- 1 本件はだか麦から食品衛生法上の基準値を超えるアゾキシストロビンが検出されたことについて、所管の保健所に報告し、その指示を受けて、流通先への連絡、商品の流通の差止め、回収、公表等を適切かつ速やかに行い、その状況について、農林水産省に対して逐次報告すること
- 2 本件はだか麦から食品衛生法上の基準値を超えるアゾキシストロビンが検出されたことについて、このような事態に至った原因を究明し、再発防止策とともに、平成 30 年 4 月 27 日までに農林水産省に対して報告すること

写

30 政 統 第 5 号

平成 30 年 4 月 2 日

西田精麦株式会社

代表取締役 西田啓吾殿

農林水産省政策統括官

貴社が食糧用輸入麦の特別売買契約書（輸入区分Ⅱ：小麦、大・はだか麦用）（売契麦（29）第 CB14 号）に基づき買い受けたはだか麦（以下「本件はだか麦」という。）について、その分析の結果、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）上の基準値（0.5mg/kg）を超えるアゾキシストロビンが検出されたことから、同契約書第 41 条の規定に基づき、下記のとおり指示する。

記

本件はだか麦から食品衛生法上の基準値を超えるアゾキシストロビンが検出されたことについて、所管の保健所に報告し、その指示を受けて、流通先への連絡、商品の流通の差止め、回収、公表等を適切かつ速やかに行い、その状況について、農林水産省に対して逐次報告すること